

件名	愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例
主管課	廃棄物対策課
根拠法令等	破産法（平成16年6月2日公布）、破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年6月2日公布）
<p>【改正の概要】</p> <p>破産法の施行に伴う規定整備</p> <p>第11条の改正（廃業等の届出）</p> <p>第11条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、登録証を添えてその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">破産手続開始の決定により</p> <p>(4) 法人が合併又は破産以外の理由により解散した場合 その清算人</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">破産手続開始の決定</p> <p>(5) 省略</p>	
施行日	平成17年1月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>新しい破産法の概要</p> <p>1 破産手続全体の見直し</p> <p>(1) 手続の迅速化及び合理化</p> <p>ア 管轄裁判所の拡大</p> <p>イ 破産債権の調査・確定手続の簡素・合理化</p> <p>ウ 債権者集会の任意化と書面等投票制度の導入</p> <p>(2) 手続の公正さの確保</p> <p>ア 包括的禁止命令・保全命令等の導入などの保全処分の拡充</p> <p>イ 事件関係書類の閲覧・謄写手続の整備</p> <p>ウ 債権者委員会の制度の創設</p> <p>2 個人の破産・免責手続の見直し</p> <p>(1) 自由財産（破産者が自ら管理処分しうる）</p> <p>(2) 破産手続と免責手続との一体化</p> <p>(3) 免責手続中の強制執行等の禁止</p> <p>3 倒産実体法の見直し</p> <p>(1) 労働債権の一部の財団債権化</p> <p>(2) 租税債権の一部の破産債権化</p> <p>(3) 賃貸人が破産した場合の賃借人の保護の強化</p> <p>破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の概要</p> <p>1 倒産処理手続全体の統一を図るための民事再生法等の規定についての所要の整備</p> <p>2 倒産処理手続相互の移行に関する規定についての所要の整備</p> <p>3 法人の解散事由を「破産」から「破産手続開始の決定」に改める民法の改正等破産に伴う法律関係を定める関係法律の規定についての所要の整備</p> <p>4 新破産法において現行の「破産宣告」に代えて「破産手続開始の決定」の用語を用いたことや、新破産法により現行破産法の法律番号及び条名が変更されることに伴い、関係法律の多数の規定についての整備</p>	